

# 「著作物利用に関するニーズ調査」のまとめ

2024年7月

千葉大学アカデミック・リンク・センター  
(協力) 大学学習資源コンソーシアム (CLR)

本調査は、2023年度、授業目的公衆送信補償金管理協会 (SARTRAS) の共通目的事業助成事業の助成を受け、実施しました。



## (趣旨・背景)

2018年の著作権法改正により同法第35条の権利制限規定の適用範囲が見直され、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる範囲が拡大されるとともに、同時遠隔授業のための公衆送信以外の公衆送信については教育機関の設置者が著作権者に対して補償金を支払う制度が導入された。

一方で教育機関においては、授業の目的であっても同規定の要件を満たさない利用や、そもそも授業目的ではない著作物利用の場面もあり得る。そのような場合には著作権者から包括的なライセンス契約が提供されれば教育現場にとって有効であり、その実現のための検討を進めることが重要となる。

そこで、授業目的公衆送信補償金管理協会（SARTRAS）の共通目的事業としての助成金を活用して全国規模で実情を調査することを念頭に置き、そのためのプレ調査を、大学学習資源コンソーシアム（CLR）の協力を得て、まず2023年度分の同助成金により実施したものである。

2023年度末に、2024年度の全国調査実施に向けてSARTRASに引き続き助成を申請したが、結果的に採択に至らず、現時点では本格的な調査の実施のめどは立っていない。

しかしながら、このプレ調査で得られた情報には、今後同様の調査が企画される際に参考となる貴重な示唆や著作権の普及啓発を議論する際のヒントになり得るものが含まれている。また、当初想定していた全国調査のめどが立っていないので、インタビューの協力者には何らかのフィードバックが必要である。さらに、このような調査の先例は少なく、今回の結果に不完全な部分があるとしても、教育と著作権に関する問題を考える際の現場の実情の一端を示すものとして文部科学省や文化庁に働きかける材料としても活用できる可能性もある。

このような背景から標記調査の結果をまとめている。

## (留意事項)

上記のような事情から、本まとめについては積極的に広く公開しアピールするものではないが、関係者による調査研究に当たって利用する際には、以下の点に留意していただきたい。

- 限られた標本校で協力の得られやすい教職員に対して実施したインタビューなので、回答された内容（事例、要望、意見）の多寡の傾向などを示すものではないし、教育現場における網羅的な意見でもない（多くの大学の実態を反映しているとは限らない）こと。
- インタビューにおいては、インタビューの個人的な経験や印象に基づいて見解（伝聞によって知った例を含む）を尋ねており、回答された内容（事例、要望、意見）は組織としての公式な見解ではないこと。
- 機関によって著作権に関するある程度の専門的知識が豊富な者がインタビューに協力してくれた場合と、そもそもそのような専門的知識・経験をもつ人材がおらず一般市民レベルの知識でインタビューに協力してくれた場合があるため、回答内容（事例、要望、意見）に対する認識の深浅があること。
- 回答者自身の見解を答えてもらった機関もあれば、回答者（著作権にある程度詳しい人）から見た同僚教職員の認識を答えてもらった機関もあり、回答内容（事例、要望、意見）の主体が一様ではないこと。

- インタビュー調査を依頼した際には、プレ調査は本調査の準備のためのものなので、それ自体の結果を公表することは想定していないことを説明の上で協力を得ており、今回のようなまとめ方をする際にも、回答者の所属・氏名を含め機関が特定され得る記述がないよう意を配り、回答内容（事例，要望，意見）のまとめに当たっては、類似のものを結合させたり表現に手を加えたりしていること。
- 調査実施方法等の概要は以下のとおりである。  
実施時期：2023年12月～2024年3月  
調査対象：全国の国公立大学のうち16校の教員・事務職員

## 目次（質問項目）

著作権制度についての基本的認識	5
授業目的での著作物の利用についての基本的認識	7
授業目的ではあるが授業目的公衆送信補償金を超える著作物利用ニーズ	9
授業目的外での著作物の利用についての基本的認識	11
授業目的/授業目的外を問わず具体的に著作権者等から許諾を得た経験の有無	14
授業目的/授業目的外を問わず許諾手続きが必要であるがゆえに著作物の利用を断念した経験の有無	15
所属機関における著作物利用支援体制の有無とその支援内容	17
大学の現状で著作権に関する問題はあるそうか	19
大学において著作権に関する意識を啓発するために、FD・SD研修会のほかに何ができるか。個々の教職員は何を期待しているか	21
大学の教職員が、著作権について知りたいことは何か	23
個々の教育機関を超えた著作物利用支援体制整備に対する期待	24

## 著作権制度についての基本的認識

インタビューの回答者の多くは、著作権に関する関心が深く、知識・経験も豊富であった。特に大学においてオープン・コース・ウェア（OCW）や学内用 e-learning 教材の開発・提供に参画している担当者、図書館業務に関わっている者の認識度は高い。大学の活動の中でも許諾が必要な行為があることについても浸透している（知的財産に関する教育・研究をしている者の認識は当然に高い）。

一方、回答者から見た同僚教職員における著作権の認識については、「他の教職員も著作権に関する意識は高い」「法令違反がないよう心掛けている者が多い」という意見だけでなく、「問題意識が高くない教職員もいそう」「理解できる程度にまで学んだことがあるものは少なそう」「最近関心が高まってきたとはいえ、知識としてはほとんどないのではないか」というものもあった。

他の教員も意識が高いと回答した機関では、教員・事務職員・学生を対象とした講習会を毎年度、複数回実施しているところ、毎年度、全教職員を対象とした情報セキュリティチェック（「著作権の遵守」を含む）を行っているところもあった。授業目的公衆送信補償金制度の導入（SARTRAS の活動に対応するための業務）を機に研修するようになったという機関もあった。そのほか個人で知財検定の受検を目指している職員もいるが、基本的には OJT で知識や経験を蓄積しているとのことであった。

意識が高いかどうかについて不安があると回答した機関では、「教育機関では基本的に自由に利用できる」という意識を持っている教職員がいる可能性があるとのことであった。そのような機関では、なかなか学習機会がないようである。

著作権に関する意識を高めるための教材や学習機会等については、文化庁のテキスト・Web サイト・講習会、高等教育関係団体が主催するセミナーやシンポジウム、高等教育関係団体が作成した資料・Web サイト、著作権関係団体が作成した資料などが利用されている（著作権法の解説書はハードルが高いと思われるとの意見もあった）。また、研究不正防止の研修を通じて著作権の知識も身に付けられているという回答もあった。

著作物の種類別では、教育現場で利用される頻度が高い、出版物、文献資料に関してはある程度の知識があるが、映像系（動画配信されるものや DVD な

どのパッケージメディアになっているもの) についてはよく分からず不安があるという回答もあった。

著作権に関する認識が高いか低いかの違いについて、事務職員の場合は担当する業務の内容によって差が出る傾向があるのに対して、教員の場合には専門分野によって差が出るわけではないのではないかという意見があった。

## 授業目的での著作物の利用についての基本的認識

(改正後の仕組みや運用について)

インタビュー回答者全体を通じて、教育機関の設置者が著作権者等(の団体)に補償金を支払うことによって、授業目的の範囲であれば個別に許諾を得ることなく著作物を公衆送信することができるようになったということは広く認識されるようになってきているようである。教育機関がサンプリング調査によって利用報告の協力をしていることについても知っている機関もある。さらに、教員又は大学が著作権を持つ著作物が他の教育機関で利用された場合には、教員又は大学が補償金の分配を受けられることを知っている機関もある。

一方、補償金に関する業務が学内の特定部署で処理されており、補償金の流れ等の仕組みまで周知されているわけではないというところもあった。

また、著作権に関心をもっている人でも、今回の第35条の改正(補償金制度の導入)であらゆることが自由にできるようになったと思っている人は多いと思う(あまり関心をもっていない人は、「教育目的での利用は(授業目的の内外を問わず)そもそも自由」と思っていると思う)との意見もあった。

(改正前からの仕組みや運用について)

インタビュー回答者からは以下のような意見があった。

- ・ 授業の過程における著作物の利用に係る権利制限についてはグレーゾーンが多いので、実際問題としては微妙だと思ふことは多い。
- ・ 他人の著作物をどう利用するかという課題は、実際には学問分野によってかなり違う(自然科学系では著作物としての扱いが問題になることが少ない傾向がある)と思ふが、無理解な人は多いと感じている。
- ・ 学生に対しては注意する機会を設けることが比較的容易であるが、教員に対してはFDで研修会を開催してもどれくらい参加してくれるのかということもあり、なかなか伝わらない。
- ・ 学校の授業で使うために教員や学生が著作物をコピーすることは問題ない(ほとんど制約はない)と考えている者もいるのではないか。
- ・ 「こういった場合は○、こういった場合は×」と解説された資料があるので、それを学生と一緒に学ぶようにしている。
- ・ 演奏やコピーなどの場面で不安な場合は使うのをやめておくようにして

いる。

- ・ 授業とは言えない講習会などでの資料配付についても授業のためのプリント作成と同様と考えている教員がいるのではないか。
- ・ 教育活動の過程で著作物を利用することについて対価を払うという文化がない中で、教育のためという大義名分の下で教材を自由に利用してもよいという感覚が染みついてしまい、デジタル化が進んでもその意識が変わりにくい者もいるのではないか。

情報センター、教材開発センター、教育支援拠点などの全学教育的な部署では、学内でのオンラインコンテンツ作成、学習管理システム（LMS）での教材配布、講義スライド等の共有などに関連し、教職員が作成したコンテンツ中の主に既存の画像やテキストを利用する場合の留意点について、教員や学生から相談を受けた場合、引用／第35条による利用／要許諾などに分けて支援していると回答した機関がいくつかある。

OCWを開発・提供している部署では、必ずしもそこが著作物の利用に係る相談窓口としての機能を担っているわけではないが、部局において疑問が生じて相談があった場合には、事実上、それに応じるようにしているとの回答もあった。

教員に関しては論文を執筆するなどの経験から必要な作法は認識されているし、学生や事務職員も昨今の著作権に関するトラブルの情報は認識しており、基本的な利用の作法については認識されているように思われるとの回答もあった。



## 授業目的ではあるが授業目的公衆送信補償金制度を超える著作物利用ニーズ

回答者の多くは、補償金制度を超えるか超えないかの境界は不明確であると感じており、「限度を超える部分について簡便な手続きにより権利処理できるようにしてほしい」という感覚と「補償金の対象範囲を拡大してほしい」という感覚が混在しているようであった。いずれにしても、利用できる範囲の拡大については関心があるのではないかとうかがえる。

個別には以下のような意見があった。

- ・ 図書館等、相談に応じている窓口には「どこまでならいいのか」という相談が多い（多くの場合「丸ごとすべてはさすがにダメ」という認識は持っているが、「それではどこまでなら」という疑問になっている）。
- ・ 第 35 条を超える部分についてどうすればよいかについて、一部教員から相談を受けることもあるが「第 35 条の中で（ミニマムで）やってください」と回答をしている。
- ・ 「医療系の出版社から第 35 条を超える部分を提供できるという有料のオプションを提案されているが、どうすればよいか」という問い合わせが医学部教員から寄せられたことがあるが、本人は「補償金制度があるので、お金払わなくてもよい」という回答を期待していたように感じたことがある。
- ・ 2023 年度からほとんどの授業は対面授業に戻したので、従来どおりの授業スタイルにしており、オンライン授業を実施する必要があるケースは限られているので、そうでない場合は許諾を得よと助言するようにしている。
- ・ 公開講座や MOOC（MOOCs）の場合、著作権処理については教材を作成する教員が責任を持つことが原則であり、許諾を得るためにテレビ出演や新聞記事の場合は関係者に問い合わせ対応している。
- ・ 利用ニーズはあるものと思われるが、適法の範囲がどの程度認識されているか心許なく、適法とは言い難い利用方法であること自体が認識されていない可能性も否定できない。

（ニーズの具体例）（厳密には必ずしも授業目的とは言えない可能性があるものを含む）

- ・ テレビ番組の映像（1 回分丸ごと）

- ・ 講義の中で音楽や動画のコンテンツを利用する際に、ネットワーク配信コンテンツやサブスクリプション配信のコンテンツから利用したい（著作権法上は利用できたとしても、サブスクリプションという利用形態上の課題（アカウントの共有禁止、端末の特定など）や、ライセンス契約による権利制限のオーバーライドがあるのではないか）
- ・ 教員が LMS に蓄積する学習コンテンツについて、次年度も同じ教員が同じ科目を担当する場合に、現状では、当該コンテンツを一度削除しなければいけない利用
- ・ 複数教員で 1 講義を担当する場合で、その講義を複数年度にわたり実施する場合の利用
- ・ 授業後（又は卒業後の一定期間）も引き続き視聴できるような動画配信
- ・ オープンスペースで視聴させるための公衆送信や公の伝達
- ・ 教材でのキャラクターの利用
- ・ 全校集会での詩の朗読
- ・ 厚生補導（キャリア支援、公認の部活やサークル活動、教員免許や資格取得のための指導など）に伴う著作物の利用
- ・ OCW 等で動画や資料を公開する場合

## 授業目的外での著作物の利用についての基本的認識

回答の多くでは、コンテンツ内での引用の分析や、画像素材などのライセンスの判断について、教職員からの相談や迷いは多いようである。

個別には以下のような意見があった。

- ・ 利用ニーズはあるが、著作権法上の問題について分からないこともあり学内の専門家に相談して進めるようにしている。
- ・ 全学センターに寄せられる著作権処理の相談の中で、講演スライドの共有や広報、公開講座等でのコンテンツの著作権処理も多く、そのための相談があれば支援し助言をしている。
- ・ 業務の ICT 化により、各種資料を電子化して教職員や学生との間で共有することが増えているが、著作権処理が必要な場合が多いということは意識されていない、あるいは、閉じられていけば著作権者にばれないと思っているのかもしれない。

### (他の権利制限規定の認識)

- ・ 図書館における複製(第31条)や引用(第32条)についての認識はある。
- ・ 生協の前で昼休みライブをやるのは許諾をとらなくても演奏できる。
- ・ パワーポイントのスライドに他人の著作物を引用という形で利用するには許諾を得なくてもよい。

### (許諾を得る必要がある利用の認識)

- ・ オープンキャンパスに来学した高校生のための模擬授業で配付する資料に著作物を掲載する。
- ・ 広報活動の一環で著作物を利用する。
- ・ 学内周知のプリントやリーフレット(〇〇センターだよりなど)に著作物を利用する。
- ・ FD, SD 研修で配付する資料に著作物を利用する。
- ・ サークルのイベントチラシや会員募集ポスターに著作物を利用する。
- ・ 著作物を利用した入試問題を公開する。
- ・ 大学図書館で DVD を貸与する。
- ・ 厚生補導に関する業務で著作物を利用する場合、権利制限規定が適用され

るケースは少ない（引用くらい）。

（包括的なライセンスについて）

包括的なライセンスの仕組みがあれば、細かいことを気にせずに著作物を利用することができるようになるのでよいと思うという意見があったが、「包括的なライセンス」といってもインタビューの回答者が描くイメージは多様なので、予想される課題を整理してその仕組みをさらに明確にする必要がありそうである。

具体的な例としては次のようなものが挙げられた。

- ・ 附属学校では、公立学校の教員とともに授業研究会を行っているが、実際の授業で児童生徒に提供・提示したもの（著作物を利用した教材）を、教員だけが集まる研究協議の場でも提供できるようになればよい。
- ・ PTA の会合で配付する資料に著作物が用いられることもあると思う。
- ・ 学会でもこれからは、論文を資料としたプレゼンだけでなく、関連した動画で動画投稿サイトに掲載されているものを参加者に対して上映（伝達）する発表も増えると思う。

一方、包括的なライセンスの仕組みについては、費用面とライセンスの条件次第だと思うという意見もあった。

具体的には、大学全体がそのライセンス契約を結ぶとなると、総合大学では学生数などから考えても膨大な額になりそうだが、それを支払ってどれだけ利用するのか（コストに見合うのか）は疑問であること。また、そのライセンスによるメリットを一部の教員しか使わない（そのような必要を感じない教員もいる）という可能性もあること。したがって、どのような契約に落とし込んでいくのが肝心ではないかということであった。

また、「（典型的な）授業以外の利用に係るライセンス」よりも、「（厳密には大学の授業ではないが、例えば高校生向け・社会人向けの）準授業での利用に係るライセンス」へのニーズの方が高いのではないかと感じているとの意見もあった。その場合も、金額設定は課題である。

包括的なライセンスが得られるような仕組みについては、あればいいと思うが、小・中・高等学校や大学等の段階によって考え方が異なるような気がしており、また、教員がどれだけ負担するのかにもよるので、現実的なイメージがわか

ないという意見もあった。

また、そのような仕組みがあったとしても、今のような意識では、許諾を求めるアクションを起こさないのではないかという意見もあった。

逆に、包括的なライセンスは便利だとは思いますが、今のような意識では、補償金やライセンス料を支払えば教育機関ではなんでもできるという拡大解釈をしてしまうのではないかという意見もあった。

包括ライセンスが実現した場合、その金額が問題になるが、個別の権利処理によって著作権者の言い値で支払う蓄積額よりは安価に済むのではないかと思われる、個別に使用料が請求される事案が増えてくるとそのようなニーズは高まると思うという意見もあった。

授業目的公衆送信補償金の範囲を超える利用や引用の許容範囲を超える利用を行いたい場合、その都度オンラインで許諾が得られ、使用料を支払う仕組みができるのであれば、現在の補償金制度についても包括的な支払いよりは、必要の都度ごとに支払う制度の方がいいのではないかという意見もあった。

## 授業目的/授業目的外を問わず具体的に著作権者（著作権管理事業者を含む）等から許諾を得た経験の有無

著作権者から利用の許諾を得た著作物を利用したという経験は、インタビュー回答者の中では多くはないが、以下のような例があった。

- ・ 附属図書館にある博士論文を全文コピーするときは著者に許諾を得るようにしている。
- ・ 広報室で新聞の切り抜きを使うために契約をして使用料を払っている。
- ・ 著名人の写真を利用する際、撮影会社や選手の所属会社、大会主催者などに許諾を得ている。
- ・ 大学のメッセージソングを利用する際に、JASRAC に許諾を申請したところ、使用料が免除された。
- ・ 教員の自著に新聞記事を使うことについて相談があったので、新聞社が公開していた問い合わせ先を案内した（教員がそこで問い合わせ、使用料を振り込んだ）。
- ・ コンテンツ内で使用される音楽の許諾（JASRAC）、新聞記事の利用についての許諾を得た。
- ・ 著作物を利用した入試問題を大学の Web サイトで公表する際に許諾を得た。
- ・ リポジトリに論文を公開する際に、学会に許諾を求めている。
- ・ e-learning 関連のコンテンツに著作物を利用するので、利用の許諾を得ている。
- ・ 各県の教員採用試験の問題を収集・電子化して学生に提供しており、各県に許諾を求めている。各県では著作権の認識がないようで「行政情報公開で請求してくれ」と言われる。遠方の県の採用試験については業者に入手を頼んでいるが、「第 35 条の範囲で利用してくれ」と言われる（授業でもないし学内 LAN による提供なので第 35 条は適用できないのは分かっているが、埒が明かない）。
- ・ 論文執筆の際、出版社から原典（外国の文献の「表」）の許諾を得るよう指示があった場合に許諾を求めたことがある。

## 授業目的/授業目的外を問わず許諾手続きが必要であるがゆえに著作物の利用を断念した経験の有無

「許諾手続きが必要であるがゆえに利用を断念したことがあるか」という問いかけに対しては、

- ①「手続きが必要なので（面倒なため）断念した」というケース
- ②「許諾を求めたところ許諾の条件（使用料の額）が折り合わず断念した」というケース
- ③「手続きが必要なので許諾を求めたところ利用を拒絶されたため断念した」というケース

が考えられるが、今回のインタビューでは事前に明確に区別はしていなかった。しかし、インタビューの回答コメントを見る限りでは、①又は②の例が多く、③のケースは少ないように思われる。

また、「同僚は、口を揃えて『許諾を必要としない範囲での利用を模索している』と言っている」（「ある利用が権利制限規定の要件を満たしていれば例外的に許諾を得る必要がない」という発想ではなく、「どうすれば許諾を得ずに利用できるか」という発想になっている）との意見もあった。

個別には以下のような例が紹介された。

- ・ 大学出版会で出版するときに、使用料が高額だったため、著作物の利用を断念し、他の著作物に差し替えた。
- ・ ショートセミナーを録画した動画を公開する際、引用だと処理できなさそうな部分について、許諾をとらずにマスキングをして公開した。
- ・ 著作者が特定できない場合に利用を断念することがあった。
- ・ オープンキャンパスで大学入試過去問を配布しようとした際、利用を断念した。
- ・ インターネットを通じて得られる画像等について、利用規定等でライセンスの範囲が不明確だったので断念（差し替え）を提案した。
- ・ 学校行事のオンライン配信を断念した。
- ・ 研究授業などで著作物を持ち込んだ実際の授業を披露する際、児童生徒に提供した資料（著作物）を参観者にも提供することを断念した。
- ・ 著作物を利用した入試問題の二次利用で著作権者に提示された使用料の額が予算の額を超えていたため、利用を断念した。

- ・ 海外の作品の場合，費用面に対応できないであろうことが明らかな場合，許諾を求めることさえしない例はよくある。
- ・ 肖像の利用について許諾を求めたところ，（金額の問題ではなく）拒否されたことがある。
- ・ 商用のキャラクターや著名人の肖像などは基本的に使用せず，差し替えなどを行っている。



## 所属機関における著作物利用支援体制の有無とその支援内容

著作権に関して教職員・学生が疑問を持った時に相談できる窓口が学内にあるかどうかについては、e-learning 教材を作成する部門、OCW の開発・提供をする部門、図書館、顧問弁護士、知的財産研究の専門家が事実上、対応しているという機関が多い。この場合、顧問弁護士を除くと、当該部門等の本来の業務のためにもっている必要な知識・経験の範囲で同僚に助言するものであり、多様な著作物を多様な利用者が利用しようとするすべてのニーズに対応するには限界がある。インタビューでも、「ある程度対応している」というニュアンスに留まっている例が多いようにうかがえる。

一方、大学の規模等からそのような支援体制を設けるに至っていないところもある。

個別の現状として、以下のような意見があった。

- ・ 図書館がある程度対応していると思う。自分たちとしても、著作権についての相談窓口は図書館だと認識している。ほかに相談できそうなところはない。
- ・ 「〇〇センター」が組織されており、問い合わせについては対応しているが、著作物の利用申請の手続きを取りまとめて行う仕組みにはなっていない。
- ・ 「〇〇センター」では、新任教員研修のプログラムに著作権に関するコマ（枠）を設けており、一般教職員に向けても Web サイトで「教育と著作権に関する情報」を提供している。
- ・ 現在の大学の体制では著作権に詳しい方がいるが、いなくなった場合には相談先がない。
- ・ そういうミッションの組織はない。質問があれば教育企画課、情報化推進担当部署に行くと思われる。
- ・ E-learning サポート室があり、その所掌業務は LMS の利用支援であるが、著作権に関する問い合わせにも対応している。
- ・ 著作物利用支援体制はない。疑問を感じた時に身近に相談できる人がいない。
- ・ 図書館では一般的なことは答えられるが、個別具体的になると、責任をもっては答えられない。そのような相談機能があればよいと思う。ほかの大

学の職員と、そのような機関があればよいのではないかという話をしたこともある。

- ・ 附属図書館に教育・研究に関する著作権業務を集めるべく業務移管等を行っているが、全学的に認知されるには至っていない。また、弁護士に相談できる仕組みはあるが十分に周知されておらず、窓口の存在もあまり知られていないように思われる。

今後の展望として、以下のような意見があった。

- ・ 教職員や学生に向けての教育を含めて、大学としてきちんとその体制を整えていくというのは必要ではないか。
- ・ 著作権処理も行うし、教育も行いますという部署が置かれ、そこで知識とかノウハウを蓄積できるようにしていったほうがよいと思う。
- ・ 大学としてリスクを減らす意味からも、体制を整えることがあってしかるべき。
- ・ 大学側で著作権を処理できる仕掛けがあるといいと思っている。今は活動を中断しているが、OCW の活動などで、大丈夫かどうかをスタッフが専門的な視点からチェックしてくれていた。今は公開した教材の維持だけをしている。

## 大学の現状で著作権に関する問題はあるそうか（具体的でなくても可）（具体的なものがあれば差し支えない範囲で）

大学における著作権の問題が生じ得る場面は、入試問題の作成、学生に対する指導（その中には教育内容としての面と学生自身の学内外における活動に関する指導とがある）、教員としての授業の方法（教材の作成を含む）、論文の執筆・研究発表、社会貢献活動、広報活動など多岐にわたって考えられ、インタビュー回答者の職務経験が多様であれば思い当たることも多様になるようである。また、インタビューの回答者の中では、問題がありそうとは思わないというものもあった。

個別の意見は次のとおりである。

- ・ 学生が、論文や発表スライドを作成する際、他人の論文の図などを、適切な表示なく引用するケースが多く、適切な指導が必要。
- ・ 情報機器の活用を伴う授業で著作権を必修にして学ばせる必要があるのではないか。
- ・ 大学祭やサークル活動など学生が主体となった活動で、学生がどれだけ意識しているか気になる。
- ・ 大学入試問題に著作物を利用する際、注意はしているが、ミスが発生しないとは限らない。
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の対象外（要許諾）だといわれているが、ほぼ同じ資料を翌年度も使う場合、翌年度も補償金を払うのだから、いちいち削除して再度アップロードするのは意味がないのではないか。
- ・ 学内 LMS 等での研修等の資料や動画について、どこまでなら使えるかということに悩む。
- ・ 教職員が第 35 条を拡大解釈している可能性はある。
- ・ 何百人も履修者がいるクラスで資料を配付した時、これは問題ないのかと気になったことがある。
- ・ 著作権に関する教職員の知識やスキルの伝承が課題である。
- ・ 著作権のことに留意しなければならない点がストレスにつながる。
- ・ デジタルの時代に対応し、許諾を得る契約がもっとスムーズになれば利用が促進されるのではないかと感じる。
- ・ 商業的コンテンツではサブスクリプションの契約も多くなっているのに、

学術系のコンテンツでは少ないような気がする。

- ・ 学内の様々な会議の資料についても電子化が進んでいるが、もれなく許諾を得ているかどうか、自分は（その資料を作っているわけではないので）分からない。
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度について、学内でもまだ十分に周知されているとは言えない。
- ・ 学内では「利用報告が必要な著作物をまとめ報告することに時間を取られるのであれば、著作物を利用しないことを選択するので、補償金を支払う必要があるのか疑問」という声もある。
- ・ SARTRAS の分配ための調査会社から「利用報告の中に貴学の附属小学校の授業実践の動画を利用した例があがってきたので、分配される可能性があるが権利者は誰になるか」という問い合わせがきたが、著作権者としての自覚がなく、補償金がどのように流れるのか、どのくらい入るのが理解できていないため、「事務手続きに時間がかかるのであれば、受領を辞退した方が面倒がなくてよい」という声が学内で聞かれた。
- ・ 設置者の違いや総合大学と単科大学などの規模の違いなどによって、普及啓発への取組、包括ライセンスに対するニーズ、相談体制の在り方、大学横断的な連携（コンサルテーション・センター）の考え方などいずれについても問題意識のとらえ方が異なる。
- ・ 大学でも問題がないとは言えない気がするが、初等中等機関はさらに異なる問題が生じていると思う。
- ・ 著作権に関する教職員の意識は高いので、利用できるかどうか迷いながら著作物を利用しているということはなく、「困ること」は明確である（権利者が分からない、予算の範囲でライセンス料に対応できないなど）。

## 大学において著作権に関する意識を啓発するために、FD・SD 研修会のほかに何ができるか（有効か）。個々の教職員は何を期待しているか

FD や SD で研修会を開催しても、形骸化しがちであったり、個々の事例が「アウトかセーフか」という議論で終わってしまったりしがちなので、教職員が「自分ごと」として考えられるような仕掛けや内容を考える必要があるといった発想での回答が多かった。

個別の意見は以下のとおりである。

- ・ 大学では、教員も学生も活動の幅が広がるので、小・中・高等学校のように「第 35 条ではここまでできる」というような限定された内容ではなく、社会的な活動を意識した著作権教育を考えてもよいのではないか。
- ・ 教職員が研修をするための教材については、このテーマの専門性が高いので詳しく書かれた教材があってもよく分からないが、逆にコンパクトな教材だとかゆいところに手が届かない。とはいえコンパクトなもので情報提供してもらうことが第一。
- ・ 著作権について分かりやすい資料を図書館が資料提供する際に、それがぶ厚かったり難しかったりすると、教員であれば理解できる人もいるが学生は分量に圧倒されて読まないと思うので、読んでみようと思わせる程度の資料がよい。学生に説明すると、諦めてしまうか無断で使うかの二択になってしまうのが現状。
- ・ 教育活動（授業）に関しては、著作物利用に関する事例集を一元的に取りまとめ、FAQ 等を作成して学内に周知できるとよい。そのためには、どのような著作物を教育で利用しているか（したいか）を把握できる仕組みづくりも必要になる。
- ・ 「教育著作権検定」レベルのものはやってもよい。
- ・ 「やってはダメ」という研修よりも「こうすれば利用できる」というポジティブな研修があってもよい。
- ・ 著作権者から許諾を得る模擬体験（シミュレーション）ができればよいのではないか。
- ・ 学生に対する指導の面では、大学全体で共通的に著作権の指導をすべきかということ、学術分野それぞれの専門性が高いという特質があるので、横断

的・総合的な指導の必要性は感じない。

- ・ 学生，特に大学院生に対する講習を充実するのがよい。研究を遂行する際には大学院生も参加させることが多いので，教員が危ないところを注意するようにすれば，大学院生の意識や知識が高まるのではないか。
- ・ 情報セキュリティ研修のように，全教員は著作権の研修を受けなければならないようにすべき。国立情報学研究所提供の情報セキュリティ研修（オンライン）でも著作権が触れられているが，教材の扱い方などは取り上げられておらず，教員には不十分。
- ・ 「こんな場合はどうか」というケーススタディも必要であるが，全体的な背景を知る研修も重要ではないか。
- ・ 講義や資料等による研修だけでなく，各教職員が心配なことや疑問が生じたことを相談できる窓口が必要。
- ・ 研究活動については，研究分野も多様なため，研究者が個々に意識を高めて対応することはやむを得ないのではないか。
- ・ 学術分野の専門性や教員の自律性に配慮しすぎるあまり，教員・研究者として必要な知識等の習得についてもすべて本人の自主的な研修に任せるのは酷であるし，リスク・マネジメント上も問題なので，組織的に適切なサポート（トラブル対応も含む）をすることが必要である。

## 大学の教職員が、著作権について知りたいことは何か（許諾を得る方法、許諾を得る窓口、許諾を得る場合の費用、無断で利用できる方法など）

インタビューの回答者には、著作権の制度や実務に詳しい人もいれば、必ずしもそうではない人もおり、この質問に対しては様々な意見が寄せられた。全体を通じて、設問で例示された事項は多くの大学教職員が知りたいのではないかとのことであった。

個別の意見は以下のとおりである。

- ・ そもそも著作権とは何か
- ・ 著作物の引用が可能な範囲
- ・ 適切な出典表示の方法
- ・ 映像・音楽・画集等の適切な利用方法
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス素材の適切な利用方法
- ・ いわゆる著作権フリーのサイトがあるが、本当に大丈夫なのか
- ・ 海外著作物を翻訳して利用できる範囲
- ・ 対面授業で学生に配布する資料に著作物が利用できる範囲
- ・ 研究発表する際やホームページなどで資料を公開する際に注意すべき点
- ・ 著作権者に権利を主張されたときにどう対応すればよいか
- ・ 教材によって基本的な内容は理解できるが、個別事例への当てはめが分からない
- ・ 著作権の相談窓口のようなところに電話をしたことがあるが、大学教育の実情を理解してくれている人でないと、うまくかみ合わない
- ・ 許諾を得る方法、許諾を得る窓口、許諾を得る場合の費用、無断で利用できる方法などについてワンクリックで遷移できるまとめサイトがあるとよい（大学の事務手続きではそのような仕組みができていたので、情報さえ揃えば著作権への対応でもできるはず）
- ・ 大学が実施している講習会に参加したり、大学が提供している資料を見たりすれば、たいいていのことは分かるはず

## 個々の教育機関を超えた著作物利用支援体制整備に対する期待

これまでの質問の中で、著作物の利用につき許諾の要否の判断に迷う場合や著作権者の所在情報がない場合などには、専門的知識やノウハウ、マンパワーが必ずしも十分でない機関では教育活動がストップしてしまいかねない（又は知識のないまま著作権侵害となる行為をしてしまうことになりかねない）といった不安の声も聞かれた。そこで、教育機関における様々な著作物利用に関して疑問が生じた際に、その相談に乗ってくれたり、関係する専門家や団体に代わりに照会してくれたり、あるいはそのような事例を収集整理して情報提供してくれたりする機関があればどうかについて尋ねたところ、多くの回答者から肯定的な回答があった。

具体的には以下のような意見があった。

- ・ 著作物を利用できるのか、判断に迷う場合に相談できる支援体制があるとありがたい。
- ・ オープンアクセス時代における教育機関での著作物利用については大学教職員が関わるが多くなると考えられるため、地域における著作物利用支援体制が期待される。全国的な組織があってもよいが、地域のコンテンツ（例えば身近な観光地や地域に根付いた行事の写真や動画など）についてはその地域の事情などもあるので、ある程度のローカルな組織が必要なのではないか。
- ・ 各機関に専門的な相談部署を置くことは現実的ではない。個別に設けなくても、どの大学でも相談できる組織が学外にあって、信頼できる情報が得られる体制になっていれば、個々の大学では助かるのではないか。
- ・ 従来から、大学間でこのような問題の情報を共有すること（データベース化を含む）が大事ではないかと考えていたので、そのような仕組みができればよいと思う。
- ・ 先進的に著作権問題に対応してきた大学での経験などを共有させてもらえれば、規模の小さい大学でも担当職員の研修に有効だと思う。
- ・ グレーゾーン部分の問題の考え方の整理や具体的な対応についての助言などをしてもらえると助かる。
- ・ 各大学内での啓発や研修のための情報を提供してもらうことも有意義だろう。
- ・ 人的・財政的負担が生じ、各大学からどれだけ拠出できるかなど問題があ



- と思うが、そのような機能がどこかにあるということは必要だと思う。
- ・ 海外の写真などの利用のニーズは高いが、利用の可否の判断が難しかったり手続きが煩雑だったりして個々の大学だけですべての処理はできないので、支援があると嬉しい。
  - ・ 正直なところ、大学の個々の教職員が著作権者（著作権団体）に直接に疑問を照会するのは現実的に難しいので、そのようなコンサルテーションセンターが実現されるとありがたい。
  - ・ 全国又はブロックごとにそのような拠点を作って、各大学が協力して相互に人材育成をしていくことはよい（個々の大学の幹部がそれを推進しようと思えるかどうかは別次元の問題だが、仕組みとしては必要）。しかしそのような仕組みができたとしても、そもそも教員に問題意識や危機意識がなければ相談に来ることもないので、まずは関係者すべてが問題意識や危機意識を持つことが重要だと思う。
  - ・ 機関を超えた著作物利用支援体制があれば楽になる。機関内の人員の入れ替わりが激しい中で、安定的なサポートが必要である。
  - ・ 教員から見ると自分が所属する大学にまず窓口があり、そこが全国の情報を集約する窓口で連絡することになると、2ストップになるので、相談件数が多くなった場合、大学の相談窓口がボトルネックになるのではないかと。そう考えると質問者が権利者団体などに直接照会する方がよい。
  - ・ ある利用方法が授業目的公衆送信補償金制度の範囲内かどうかを権利者団体に確認する場合、尋ね方によっては（質問者が用語の定義などを理解していないと）、範囲内であっても許諾が必要という回答がされかねないと思っており、少なくとも教育機関の間で情報交換ができる体制が必要だと思われる。

---

本まとめにかかる問い合わせ先  
大学学習資源コンソーシアム（CLR）事務局  
（千葉大学 アカデミック・リンク・センター内）  
clr@chiba-u.jp